

【国の基準による通所型サービス】

通所型サービス(みなし)サービスコード表

狭山市

平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A5	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,655単位	1,655	1月につき	
A5	1112	通所型サービス1日割			54単位	54	1日につき	
A5	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,393単位	3,393	1月につき	
A5	1122	通所型サービス2日割			112単位	112	1日につき	
A5	1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	380単位	380	1回につき
A5	1123	通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	391単位	391	
A5	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A5	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A5	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A5	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき	
A5	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A5	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A5	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A5	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A5	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A5	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A5	5006	通所型複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A5	5007	通所型複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A5	5008	通所型複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A5	5009	通所型複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A5	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120		
A5	6107	通所型サービス提供体制強化加算 I 11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A5	6108	通所型サービス提供体制強化加算 I 12			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A5	6101	通所型サービス提供体制強化加算 I 21		(2)サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48	
A5	6102	通所型サービス提供体制強化加算 I 22			事業対象者・要支援2	96単位加算	96	
A5	6103	通所型サービス提供体制強化加算 II 1		(3)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A5	6104	通所型サービス提供体制強化加算 II 2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A5	4002	通所型サービス提供体制強化加算 II 1	リ 生活機能向上連携加算		200単位加算	200		
A5	4003	通所型サービス提供体制強化加算 II 2		運動器機能向上加算を策定している場合	100単位加算	100		
A5	6201	通所型サービス事業所評価加算	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	1回につき	
A5	6100	通所型サービス処遇改善加算 I	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の59/1000 加算		1月につき	
A5	6110	通所型サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の43/1000 加算			
A5	6111	通所型サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の23/1000 加算			
A5	6113	通所型サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A5	6115	通所型サービス処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			

【国の基準による通所型サービス】

通所型サービス(みなし)サービスコード表

狭山市

平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A5	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 12/1000 加算	1月につき
A5	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A5	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,655単位	定員超過の場合 × 70%	
A5	8002	通所型サービス1日割・定超		事業対象者・要支援1	54単位		1,159
A5	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,393単位		38
A5	8012	通所型サービス2日割・定超		事業対象者・要支援2	112単位		2,375
A5	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		78
A5	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		266
					391単位	274	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A5	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,655単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	
A5	9002	通所型サービス1日割・人欠		事業対象者・要支援1	54単位		1,159
A5	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,393単位		38
A5	9012	通所型サービス2日割・人欠		事業対象者・要支援2	112単位		2,375
A5	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		78
A5	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		266
					391単位	274	